

パブリックコメントで提出された意見と町の考え方

No.	個人・団体の別		該当番号	該当項目	意見・提案	町の考え方
1	個人	①	5	ハラスメントの防止	本町に勤務する全ての者 上記項目に「パート労働者」と明記し含めてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえて規定に盛り込みます。
		②	9	対応措置	申し出側から調査結果の開示請求があった場合、対応してほしい。	個人情報やプライバシーの保護に配慮し、情報公開条例等の規定に従って公開します。
2	個人	①	—	—	今回の案件は町長の在職期間の長さが原因と考えられます。 地方自治法の関連があると存じますが、池田町独自の条例等により期間の制限を設けたらいかがでしょうか。	ご意見いただいた多選については、ハラスメント防止に関する条例において規定する案件ではなく、定めるとすれば別に条例を定めることとなると考えます。全国的に地方自治体により制定され現在施行されている多選に関する条例は、首長の多選禁止条例は無し、多選自粛条例は7自治体ありますが、総務省の「首長の多選問題に関する調査研究会」においても議論されており、憲法により保証されている参政権や、職業選択の自由との関係、多選制限のための法形式には制限があること等から、現時点では条例で定めることは難しいと思われます。